

令和 7 年 9 月 16 日開催 静岡県森林審議会（林地保全部会）議事録
審議事項：林地開発許可について

令和 7 年 10 月 8 日

議事録署名人

事務局 (篠田班長)	定刻となりましたので、令和 7 年度静岡県森林審議会第 2 回林地保全部会を開催します。本日は、個別諮問 1 件、包括諮問の答申報告 4 件に対し、御意見等を伺いたいと思います。 まず、議長の選任に移りたいと思います。 例規集にごぞいます「静岡県森林審議会林地保全部会運営規程」第 6 条に基づき、今泉部会長に議長をお願いしたいと思います。
今泉議長	それでは、次第に基づき審議を進めます。 委員の皆様には、円滑に審議が進みますよう御協力をお願いします。 審議に入る前に、傍聴希望者の有無について事務局から報告してください。
事務局 (篠田班長)	本日は、傍聴希望者がおりませんので、公開、非公開を分けずに審議をお願いします。
今泉議長	ただいま報告がありましたが、本日は、傍聴者がおりませんので、非公開部分を分けずに審議を進めます。 それでは、事務局から資料等の確認及び定足数について報告してください。
事務局 (篠田班長)	委員の皆様には、予めメールにて送付いたしました、令和 7 年度静岡県森林審議会第 2 回林地保全部会の資料と関係例規が保存されたタブレットを机に置いております。タブレットはお手元にごぞいますでしょうか。 審議中、操作方法が分からない等のトラブルがありましたら、事務局の方に手を挙げてください。 なお、オンライン出席の方は、恐れ入りますが、御自身のパソコン等で例規集、資料の御確認をお願いいたします。 次に定足数の報告をいたします。 本日は、委員 6 人に御出席いただいております、静岡県森林審議会運営規程第 3 条の半数以上という成立要件を満たしていることを報告します。 なお、 委員が所用により途中退席される予定となっておりますことを申し添えます。

今泉議長	本日は、個別諮問 1 件、包括諮問の答申報告 6 件とのことです。 委員の皆様には、積極的な発言と、審議の円滑な進行に御協力をお願いします。 なお、本日の議事録署名人については、名簿順にお願いしております。■■■■委員にお願いいたします。 それでは、次第 2 の個別諮問の審議に移ります。事務局から案件の説明をお願いします。
事務局 (篠田班長)	ファイルナンバー04「前回付帯意見への対応」を御覧ください。 御殿場市上小林の「道路の新設（第二東海自動車道建設事業）」について、林地保全部会でいただきました付帯意見に対する事業者等からの回答を報告します。
森林保全課 (五十嵐主査)	(説明)
今泉議長	ただいまの報告につきまして、皆さん何かありますでしょうか。 第二東海自動車道建設事業の中日向工区については、前回、■■■■委員から牧草の配合に関する質問がありました。事務局から説明をお願いします。
森林保全課 (齋藤技師)	(説明)
今泉議長	ただいまの説明について、何か御質問はございますでしょうか。
■■■■委員	現場に応じて違うということはわかりましたが、そういうような場合に、例えば今の場合ですと、トールフェスクをチューイングフェスクに変えるですとか、どういう場合にどういう配合にするのかはわかりますか。
森林保全課 (齋藤技師)	具体的な法面の状況に応じてここをこうしているというのは、また確認して御報告いたします。
今泉議長	その他はよろしいでしょうか。 では、次の審議に移りたいと思います。
事務局 (篠田班長)	ファイルナンバー05「議案一覧（個別諮問）」、ファイルナンバー06「林地開発調書（富士宮南原インベストメント合同会社）」を御覧ください。 本件は、調整池の位置及び基数の変更があることから、例規集のファイルナンバー03 にあります諮問の取扱い基準第 1 の (2) ウに該当し、個別諮問となるものです。 それでは、審査を行いました森林保全課から説明いたします。

森林保全課 (五十嵐主査)	(説明)
今泉議長	それでは、ただいまの説明に対しまして、不明な点等がある委員の方は、挙手した上で御発言をお願いします。 ■■■委員、お願いします。
■■■委員	小学校の裏から富士川に流れるまでの説明をお願いします。
森林保全課 (五十嵐主査)	こちらが排水の図面になります。午前中現場で見ていただいたとおり、ここから水が出て、道路側溝を通るかたちで排水してまいります。ここから用水路をずっと通ります。最後に富士川に直接放流するかたちになっております。 (写真帳を見せながら) ここが接続の箇所です。こちらが午前中に御覧いただいた道路側溝になります。道路側溝、これが用水路になりますが、これをずっと通していきまして、これが富士川に接続する直前のところとなります。この断面の向こうが富士川になっており、こちらから富士川に流れるような形となっております。
事務局 (篠田班長)	つまり、道路側溝から直接用水路に流れ込む、公園等を経由することなく富士川に流れ込むルートということでしょうか。
森林保全課 (五十嵐主査)	はい。
■■■委員	富士川の河川敷の「水辺の楽校」に用水が出るのかと懸念していましたが、左手側でしっかりとした水路に排水されるということで大丈夫そうですね。
今泉議長	その他、御質問等ございますでしょうか。 ■■■委員、お願いします。
■■■委員	北側流域への放流がいろんな事情によって取りやめになり、逆側に一括して流す、流域の変更は、本来は認めていないが今回は致し方ないという話として理解しました。これは何か読み替えをしたとかそういうことではなく、運用上、通常はあまりやらないけれども今回は仕方がないだろう、量的には問題がないという理解でよろしいでしょうか。
森林保全課 (五十嵐主査)	好ましくない状況ではありますが、決して駄目というわけではありません。計算上、流せるということであれば、逆に言うと許可せざるを得ないという部分もあります。今回は、法令の適用除外のことをやったとか、そういうことではないので認めることとしました。
森林保全課	補足させていただくと、林地開発許可制度には、流域変更に関する

(伊藤課長)	る明確な規定はなかったと思いますが、都市計画法では、原則として流域変更は認めない、ただし、やむを得ず流域変更する場合は、調整池を全量貯留方式にし、形質変更したところの水をすべてその調整池に一回入れるという排水系統とするのであれば認めることとされています。そちらの基準を準用させていただいているところでございます。
■■■■委員	はい、ありがとうございました。
今泉議長	では、■■■■委員、お願いします。
■■■■委員	まず一つ目は、現場でも申しましたが、100 年確率に対して安全な調整池を作るということで、そこは理解しました。しかし、気候変動の 1.1 倍の対象の流域ではありませんので、おそらくこの 100 年確率の雨は、遠くない未来に降る雨ではないかと思います。そういう意味では、皆さんネックポイントがここだということはお分かりだと思いますので、そこを市と認識を共有して、万が一の時は、ここからというのを確認した上で、それが危ないところに行かないかというところを御確認いただければと思います。 二つ目は、流域変更についてです。20 ヘクタールというのは大きな面積ではないかもしれませんが、潤井川からすると 20 ヘクタール減ってしまうわけですので、それだけ入ってくる水が減ります。だから工事でいうと、むしろ、潤井川の水を富士川に吐いているくらいですから、工事の水が富士川に行くということを気にしているというよりも、平時の水が行かなくなることの方がずっと気になります。そういう意味では、水路もそうですが、もう少し浸透能を上げられないかなと。表流水は、今の感じだと、全部富士川に行ってしまうわけです。地下の浸透だけでは、結局富士川に行くのかもしれませんが、少しは変わってくるのかなと思います。特に今日見せていただいた仮調整池は、ある水位を超えたらポンプを動かすと言いながらも全部浸透してしまってポンプが必要なかったと言っているのです、それだけ高い浸透能を持っているわけですね。それをわざわざコンクリートのU字溝で一生懸命吐いていますので、今ある水路はいいとしても、調整池に少し浸透能を持たせるとか、あるいは、種子の吹付という話もありましたが、水が少しずつ流れるようにして、なるべく浸透を促進することぐらいはしていただけないかなと思いました。 三つ目は、20 ヘクタール変更になりますので、静岡県の河川、特

	に潤井川の流域面積が変わることは共有いただいた方がいいのかなと思います。 20 ヘクタールを超えるとアセスの対象になるということについて、本当に最終的な確認、20 ヘクタールを超えているかどうかの確認はされるのでしょうか。
森林保全課 (五十嵐主査)	ではまず、一つ目の 100 年確率で安全な調整池ということで、ネックポイントを共有ということでしたが、御指摘いただいたとおり、改めて確認させていただきます。林地開発許可の審査では、必ず、河川管理者や途中の水路の管理者の同意を得ることとされており、この場所についても、今回の変更に際し、途中の道路の側溝の管理者や用水の管理者である富士宮市とも情報共有し、同意を得ております。このため、市においても、万一の時にはこれだけの水が流れてくるということは御承知いただいているとも思いますが、改めて情報共有をしっかりとやっていきたいと考えております。 二点目の浸透能についてですが、県の林地開発許可基準では、増える側、災害の防止に重点が置かれており、調整池の浸透方式を認めておらず、自然流下方式とすることとなっております。■■■委員の御指摘のとおり、確かに減る部分については、増える部分ほど気を遣っていないというところがあります。今回、北側流域に水を流せなくなりましたが、流せなくなったことについての協議は河川管理者としていませんでした。ただ、林地開発基準の中には、水資源の確保という項目もありますので、減る部分についても少し考慮に入れていかなければならないと思いました。 三つ目の御質問で、20 ヘクタールの変更になるということで、流域面積の変更の共有というお話がありました。こちらにつきましても、河川管理者、潤井川については県管理の河川になりますので、県の土木事務所になりますが、確かに減るという部分については共有していない部分がありましたので、情報提供してまいりたいというふうに考えております。 最後に本当に 20 ヘクタールいかなかったのか、19.9 ヘクタールでちゃんと終わったのかというところの確認についてですが、開発行為完了後の完了検査で 19.9 ヘクタールを超えていないか確認します。施行中も改変してはいけない箇所に手をつけないよう、厳しく監視・指導を続けていきたいと考えております。御質問に対する回答は以上になります。
■■■委員	すべてクリアです。ありがとうございます。特に 2 点目を強調し

(五十嵐主査)	たので、再度確認し、こういう意見を出しているということをもう一度強く事業者に提示したいと思います。
今泉議長	その他御意見・御質問はございますでしょうか。
■■■■委員	林地開発許可制度の限界なので仕方ありませんが、どうしても部分最適になってしまっているの、だからこそ私たちはそこをかなり自覚しておくべきだと今回改めて思いましたし、■■■■ ■■■■ ■■■■ ■■■■ ■■■■ ■■■■
今泉議長	関連して、■■■■ ■■■■
森林保全課 (五十嵐主査)	■■■■ ■■■■ ■■■■
今泉議長	■■■■ ■■■■
森林保全課 (五十嵐主査)	■■■■ ■■■■ ■■■■
森林保全課 (篠田班長)	補足させていただきますと、■■■■ ■■■■ ■■■■ ■■■■ ■■■■
今泉議長	■■■■ ■■■■
森林保全課 (篠田班長)	はい。
今泉議長	■■■■ ■■■■
森林保全課	■■■■

(五十嵐主査)	
今泉議長	今回の変更内容は、事業者から地域に対して十分に説明されて同意は得られているということによろしいですか。
森林保全課 (五十嵐主査)	周辺自治会、小学校と調整しており、特に御意見はありませんでした。大中里地区については、令和6年3月17日、20日に説明が行われました。詳しくは林地開発調書を御覧いただければと思いますが、大中里地区、安居山地区、沼久保地区、それから西小学校に説明を行い、車の通行に関する御意見はありましたが、事業内容に対する反対意見はございませんでした。
今泉議長	その他、御質問はございますか。 委員をお願いします。
委員	先生もおっしゃっていましたが、浸透という現象が仕組みの中で考慮されていない。質問ですが、北側に流れる川に関しては流域面積が縮小するから、平時の流量が減ると先生がおっしゃっていましたが、地表面の流域境界を変えてしまう際に、浸透する水も同時に流域が変わってしまうということであれば、その土地で浸透能を高くしても北側の流域に流れる水は増えないのではないかと考えたのですが、いかがでしょうか。
森林保全課 (五十嵐主査)	調整池変更理由というスライドを御覧いただければと思いますが、航空写真の下の部分に青線で分水嶺とあると思います。ここが当初の分水嶺で、ここより北が北側に流れる、南が南側に流れるということでした。それを北側の水も全て南側の方に、この分水を超えて持ってきてしまうというのが今回の変更になります。御質問のありました浸透能を上げた場合に北側の水も南側に流れるのかという点については、一番高いところでも2、3メートル程度の盛土になりますので、それによって北側に浸透した水が全て南側に行くのかということもそんなこともないのかなと思います。地下における水の流れがわからないところがあるのでなんとも言えませんが、北側に降った水がちゃんと浸透すれば、元の地形に沿って、南側の方に、地下にも流れていくのかなというふうにも思えます。
委員	要するに、地表面の分水嶺は変更するけれども、地下水の分水嶺がそれに伴ってどうなるのかはわからないので、地下水の分水嶺は変わらず、地表面の分水嶺を変更する前の状態が保存されているかもしれないので、元々北側に流れる流域の中であった土地については、平時の水を保つためには浸透能を高く保つことが望ましいとい

	うよりも、県全体の取組としてぜひ御検討の方をしていただきたいということによろしいでしょうか。 その他、付け加えた方がいい文言はございますでしょうか。 では、この２点を付帯意見としたいと思います。一つ目は、 特に重要な意見としたいと思います。 二つ目も重要ではありますが、事業区域全体からすると該当する部分は一部分であるとも思います。通常の見解でいいかと思いますが、いかがでしょうか。 では、一つ目の意見を特に重要な意見としたいと思います。 改めて読み上げさせていただきます。部会からの意見としましては、 「風害により損傷した立木が残置森林内に確認されるため、速やかに適切な処置を講じるとともに、間伐等により適切な森林整備を行うこと。」。一つ目を特に重要な意見として部会から出したいと思います。 この意見を付帯意見とした上で、富士宮市大中里における工場・事業場の設置(太陽光発電施設の設置)に係る林地開発許可申請については、『森林法第 10 条の 2 第 2 項の各号の規定に該当しないと認められる』ということで答申します。
今泉議長	それでは、包括諮問案件の説明および答申報告をお願いします。
事務局 (篠田班長)	資料はファイルナンバー07「包括諮問案件一覧」、及び、ファイルナンバー08 から 11 の「林地開発調書」となります。 まず、はじめに、審査を行いました各機関から計画内容・審査結果について御説明し、その後、事務局から答申内容を報告します。 今回は 4 件報告いたします。 ファイルナンバー08 を御覧ください。富士宮市上井出における「工場・事業場の設置(物流倉庫の建設)」について審査機関である富士農林事務所から御説明します。
富士農林事務所 (山本総括主査)	(説明)
事務局 (篠田班長)	本件につきまして、事務局から「開発行為に伴う当該森林の有する公益的機能の低下の影響は、森林法第 10 条の 2 第 2 項の各号に該当しないと認められる。」との答申を出しております。 また、付帯意見として、「調整池の浚渫を定期的に行い、適切な維持管理に努めること。」「造成森林の維持管理を適切に行うこと。」を付しています。

	ファイルナンバー09 を御覧ください。磐田市見付における「工場・事業場の設置（倉庫の建築）」について審査機関である磐田市から御説明します。
磐田市 (鈴木主事)	(説明)
事務局 (篠田班長)	本件につきまして、事務局から「開発行為に伴う当該森林の有する公益的機能の低下の影響は、森林法第 10 条の 2 第 2 項の各号に該当しないと認められる。」との答申を出しております。 また、付帯意見として、「住宅地や市道と隣接しているため、施工順序・時期・方法等について十分配慮し、土砂や濁水の流出防止対策について、万全を期すこと。」を付しています。 ファイルナンバー10 を御覧ください。掛川市板沢における「農用地の造成・残土処分場の建設」について審査機関である森林保全課から御説明します。
森林保全課 (大石主査)	(説明)
事務局 (篠田班長)	本件につきまして、事務局から「開発行為に伴う当該森林の有する公益的機能の低下の影響は、森林法第 10 条の 2 第 2 項の各号に該当しないと認められる。」との答申を出しております。 また、付帯意見として、[REDACTED] [REDACTED]を付しています。 ファイルナンバー11 を御覧ください。菊川市富田における「レジャー施設の設置（森林公園）」について審査機関である森林保全課から御説明します。
森林保全課 (大石主査)	(説明)
事務局 (篠田班長)	本件につきまして、事務局から「開発行為に伴う当該森林の有する公益的機能の低下の影響は、森林法第 10 条の 2 第 2 項の各号に該当しないと認められる。」との答申を出しております。 また、付帯意見として、[REDACTED] [REDACTED]「在来種による緑化に努め、環境省生態系被害防止外来種リスト（例：トールフェスク、ウィーピンググラス 等）に記載されている植物の使用を避けること。」を付しています。 報告は以上です。

今泉議長	ただいまの説明に関して、不明な点、もう少し詳しく聞きたい部分について、質問の時間を持つこととします。質問がある場合は、挙手した上で発言してください。 ■■■委員お願いします。
■■■委員	種子散布についてですが、1つ目と2つ目の案件について、散布する種子の記載がありませんでした。わらしなの案件は、法面もあるようでしたが、種子散布しないのでしょうか。2つ目の案件については、植樹する樹種については説明がありましたが、散布する種子については説明がなかったので教えてください。 県の方から、生態系被害防止外来種リストに入っている種を避けてくださいということでした。私もここは気が付いたので申し上げようと思っていたのですが、解決しているとのことでしたので、種子に関しては以上です。
富士農林事務所 (山本総括主査)	わらしなの案件について説明いたします。 こちらは、造成緑地がなく、すべてが造成森林となっているため、種子散布は行いません。
磐田市 (鈴木主事)	エスコンについては、在来種の種子散布と聞いていますが、具体的に何の種子かは聞いておりません。おそらくススキやイタドリではないかと思います。
■■■委員	エスコンは、在来種ということは確認できているのですね。種類も御確認いただく方がよいと思います。
磐田市 (鈴木主事)	はい。
今泉議長	口頭で御説明いただきましたが、調書に書いていただけるとよいと思いました。 その他ございますでしょうか。 ■■■委員お願いします。
■■■委員	今の点と関連して、緑化というところで気になるところがあります。11番のファイルの5頁に造成森林の樹種が書かれていますが、今回コブシが増えています。コブシは、富士川以西では稀です。付帯意見への対応として在来種による緑化に努めますと書かれていますが、在来種の定義がしっかりと伝わっているのか心配になりました。■■■委員の質問への回答で、在来種だからススキやイタドリではないかという話もありましたが、例えば、中国産のイタドリ、ヨモギではないかとか、菊川なのに富士川以西では稀のような全然違うところのものが入ってきていないのでしょうか。付帯意見のところ

	で、例えば「郷土種苗による」などと明示されていればよかったのですが、在来種と言った場合、種名だけ一緒であれば、九州のものであろうが中国のものであろうがいいと思われてしまうのは望ましくありませんでした。
森林保全課 (大石主査)	従前から■■■■委員に御指摘いただいているとおり、なるべく地域の固有種を使うようにということで御意見をいただいておりますので、事業者に対してもなるべくそういったものの使用を検討するように指導を行っていきたいと思います。
■■■■委員	本来なら分布していないけれども、近くには分布しているような中途半端に遺伝子が違うものを入れられるぐらいなら、全然違うものを入れられた方がまだ、園芸ものだなという風にわかりやすいと思います。自然分布なのかどうかかわからないけれど、よそから持ってきたものを入れるというのが一番、後々問題になってくるのではないかと思います。このあたりの認識をしっかりと持っていればと思います。
森林保全課 (篠田班長)	開発目的が森林公園で、レジャー目的で考えられている部分がありますので、そういった観点から樹種が選定されている可能性もあります。改めて確認をさせていただきます。
■■■■委員	1つ目の案件で、本来、残置森林・造成森林はまとめて作る方がよいのですが、都市計画の観点から周囲に配置しているという説明がありました。先日、御殿場の視察に行った際に、こういう工場団地のような場所の法面が森林ではなく、おそらく管理が難しいからかと思うのですが、3メートルくらいのところで主幹が切られていて、しばらく離れるとまた樹高3メートルくらいのところで切られている。そんな様子の工場緑地がずっと続いていたのが気になっています。この富士宮の案件は、森林に戻るのか、それとも木が短冊状に生えるのかで随分と様子が違ってきます。
富士農林事務所 (山本総括主査)	現在の計画では、森林は、高木まで持っていくことになっています。初めはかなり低い1メートルぐらいの植栽になりますが、将来的には、それを間伐していつて高木まで持っていきたいと事業者は考えています。
■■■■委員	御殿場の場合は、■■■■のすぐそばで工場を誘致している場所だったと思うのですが、途中で方針を変えることもできるのでしょうか。
森林保全課 (篠田班長)	造成森林でないものにすることは、おそらく基準に抵触してしまうのでできないと思うのですが、仕立て方に関しては、細かい規定

	がありません。維持管理の中で、例えば、成長点を切るというようなやり方を駄目とする基準は実際のところないというのが実情になります。
委員	1 番目と 2 番目の案件について、希少野生生物調査で絶滅危惧Ⅱ類以上の生物はいなかったということでしたが、2 番目の事業では自然環境保全協定を結んでいて、1 番目の事業は結んでいませんでした。2 番目の案件で協定を結んだ理由を教えてください。
磐田市 (鈴木主事)	確認して御報告させていただきます。
今泉議長	その他、御意見・御質問はありますでしょうか。 私の方から、質問ではありませんが、
森林保全課 (大石主査)	
今泉議長	
森林保全課 (大石主査)	
今泉議長	4 つ目の付帯意見への対応で、外来種を今後使わないということについてですが、外来種リストにある植物は、この場所では今後扱われないことになるということによろしいですか。
森林保全課 (大石主査)	植生の発生状況との兼ね合いを見ながらになりますが、基本的には、避けて施工するということを検討しております。
今泉議長	外来種が植えられてしまっているところがありますか。
森林保全課 (大石主査)	植えられているところもあります。今回の変更前の話になります。

今泉議長	わかりました。 その他、御意見・御質問はありますでしょうか。
磐田市 (鈴木主事)	先ほど御質問をいただいた、自然環境保全協定の締結の関係ですが、開発面積が全体で5ヘクタールを超えていることから、自然保護課から締結について協議するよう通知があり、締結したという経緯になります。
今泉議長	もし、委員の皆様から御意見・御質問がないようでしたら、取りまとめに入りたいと思います。地域種を使うようにという御意見もございましたが、個々の意見として出すというよりは、今後こういった案件があるときに注意をしてほしいということでしょうか。
■■■■委員	はい。
今泉議長	では、地域種を使うという件については、今後、事業において、ぜひ注意していただければと思います。あと、可能であれば、遺伝的な部分を含めて考慮していただきたいと思います。 今回、御報告いただいた付帯意見以外に新たに追加を検討するのは特にないように思いますが、それでよろしいでしょうか。
各委員	(意見なし)
今泉議長	では、以上で包括諮問の質疑応答が一通り終わりました。 最後に、事務局から連絡事項として、次回の林地保全部会について説明してください。
事務局 (篠田班長)	次回の林地保全部会の開催予定について御説明します。 次回 12 月の開催予定日については、先日お知らせしたところですが、案件が確定しましたら、改めて日程を御連絡致します。 なお、今後の審査の状況により、日程を減らして開催する可能性がありますので、御了承ください。事務局からは以上です。
今泉議長	では、これで本日の審議を終了いたします。個別諮問案件について、事業者の回答などを次回の部会の席上で報告してください。 また、事務局は、議事録を取りまとめ後、議事録署名人である■■■■委員の署名を受けてください。
今泉議長	それでは、すべての議事が終わりましたので、議長の任を解かせていただき、事務局にお返ししたいと思います。
事務局 (篠田班長)	今泉部会長、ありがとうございました。 最後に、事務局を代表しまして、森林保全課長の伊藤から皆様に、お礼を申し上げます。

事務局 (伊藤課長)	(挨拶)
---------------	------